

学校施設開放事業実施要綱

神奈川県立藤沢支援学校

(施設開放事業の実施)

第1条 この要綱は、神奈川県立藤沢支援学校における学校施設開放の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設開放の趣旨)

第2条 本要綱は、本校の施設を「神奈川県学校施設開放事業」の一環として地域住民の方々の学習・文化・スポーツ活動の場として提供することを趣旨とする。

(開放施設)

第3条 本校における開放する施設は体育館およびグラウンドとする。

(開放日及び開放時間等)

第4条 本校における施設開放日及び開放時間は、土曜日、日曜日の午前9時～12時及び午後1時より午後4時とする。

(施設管理員)

第5条 校長は、施設開放事業の実施に当たり、必要があると認めるときは、教育長と協議の上、施設管理員を置くものとする。

- 2 施設管理員は、校長が委嘱する。
- 3 施設管理員は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1)前条で定めた開放施設の保全及び維持
 - (2)開放施設等の利用方法の周知及び事故防止
 - (3)その他開放事業の実施に伴う事務

(利用者)

第6条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、県内在住者又は在勤者で、原則として次条に規定する利用申し込みを行い、校長から利用承認を受けた者とする。ただし、事前申し込みの必要のないと校長が判断する者にあたっては、この限りではない。なお、施設開放にあたっては、本校の卒業生及び、障害者団体などの利用を優先する。

(利用申込み及び承認)

第7条 開放施設の利用を希望する者は、利用希望日の属する月の前月の1日から5日までの期間に、施設利用申込書（様式1）により校長に申し込む者とする。

- 2 利用を希望する者は、利用責任者を定めて校長に届け出るものとする。
- 3 校長は、前項の規定による申し込みが適当と認められる場合は、原則としてメールにより利用者に対し連絡するものとする。なお、施設利用承認書（様式2）は参考様式とする。
- 4 前3項の規定に係わらず、校長は第1項で定めた日以降に利用申し込みがあった場合において、当該利用希望者に利用可能であるときは、その都度、利用を承認することができる。
- 5 体育館の照明設備、冷暖房設備を利用する場合は、電気代実費相当額を徴収する。その額は次のとおりとする。

対象	金額（消費税及び地方消費税相当額）
体育館の照明設備	1回2時間まで440円(40円) 延長1時間ごとに220円(20円)
体育館の冷房設備	1時間当たり1,710円(155円)
体育館の暖房設備	1時間当たり2,580円(234円)

(利用の不承認)

第8条 校長は前条第1項及び第4項の規定による申し込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

- (1)特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用。その他政治活動のための利用。
- (2)特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用
- (3)営利を目的とした利用
- (4)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- (5)その他校長が不適当と認めた利用

(利用の取消等)

第9条 校長又は施設管理員は、第7条第3項及び第4項の規定による利用の承認を受けた利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の承認を取消又は利用を中止させることができる。

- (1)この要綱の定める規定に違反したとき。
- (2)利用承認の条件に違反したとき。
- (3)虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき。
- (4)その他校長又は施設管理員がその利用を不適当と認めたとき。

(利用方法等)

第10条 施設利用承認書の交付を受けた者は、開放施設の利用に際して、利用承認書及び健康保険証、運転免許証その他身分を明らかにする書類を校長又は施設管理員に提示するものとする。

2 利用者は、開放施設の利用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)利用承認を受けた開放施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2)利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の現状に復すること。
- (3)校長又は施設管理員の指示に従うこと。

(安全配慮義務)

第11条 第7条の承認を受けて開放施設を利用する際の安全配慮の責任は、利用責任者が負うものとする。ただし、開放校の施設、設備及び物品等（以下「施設等」という）の瑕疵によるものについては、この限りではない。

(損傷及び滅失の届出等)

第12条 利用者は、開放施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を校長又は施設管理員に連絡するとともに、施設・設備破損届（様式3）を校長に提出し、速やかにその損害を弁償しなければならない。

(利用状況の報告)

第 13 条 校長は、当該年度の開放施設の利用状況を開放施設利用状況報告書(様式 4-1、4-2)により、翌年度の 4 月 20 日までに、教育長に報告するものとする。

(管理責任)

第 14 条 本要綱に基づく施設開放事業の実施については、利用者の責めに帰するべきものを除き、神奈川県が管理責任を負うものとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から実施する。